



金 沢 市 公 報

第 2 7 2 6 号

平成24年(2012年)5月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成及び介護予防を担当させる機関の指定について (")	3
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関の指定について (")	4
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための福祉用具及び介護予防福祉用具の給付を担当させる機関の指定について (")	4
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための施設介護を担当させる機関の指定について (")	4
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課)	4

身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について (")	5
障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について (")	5
障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について (")	5
公 告	
金沢農業・農村総合振興計画の変更について (農業振興課)	6
都市計画法の規定に基づく都市計画の決定について (都市計画課)	6
都市計画法の規定に基づく都市計画の変更について (")	6
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	7
監査公表	
監査公表(第7号・第8号) (監査事務局)	7
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	11
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	12

告 示

●金沢市告示第140号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営鳴和第2自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 105台
- 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成24年4月1日から同月30日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成24年5月11日から同年8月10日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第141号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	10台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
増泉2丁目地内	自 転 車	5台
佐奇森町地内	自 転 車	1台
東山1丁目地内	自 転 車	1台
千木町地内	自 転 車	4台
八田町地内	自 転 車	1台
小立野2丁目地内	自 転 車	1台
涌波1丁目地内	自 転 車	1台
大額3丁目地内	自 転 車	2台
弥生1丁目地内	自 転 車	1台

小坂町地内	自 転 車	3台
しじま台2丁目地内	自 転 車	5台
馬替2丁目地内	自 転 車	1台
戸水1丁目地内	自 転 車	1台
吉原町地内	自 転 車	1台
松寺町地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	1台
専光寺町地内	自 転 車	1台
藤江北3丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成24年4月1日から同月30日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成24年5月11日から同年11月10日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社昴	金沢市赤土町カ1番地24	サンケア赤土	金沢市赤土町カ1番地24	平成24年3月26日
株式会社昴	金沢市赤土町カ1番地24	デイサービスサンケア赤土	金沢市赤土町カ1番地24	平成24年3月26日

●金沢市告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成及び介護予防を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社ちき	金沢市本多町2丁目12番5-2号	ちきちき	金沢市三馬1丁目281番地	平成24年5月1日

●金沢市告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社中央白寿会	金沢市鞍月4丁目 143番地	福祉用具貸与事業所白寿園	金沢市浅野本町二 122番地1	平成24年2月1日
株式会社中央白寿会	金沢市鞍月4丁目 143番地	訪問看護事業所白寿園	金沢市浅野本町二 122番地1	平成24年2月1日
株式会社天伸	金沢市保古2丁目 38番地1	デイサービスねがい	金沢市保古2丁目 38番地1	平成24年4月1日

●金沢市告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための福祉用具及び介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社中央白寿会	金沢市鞍月4丁目 143番地	福祉用具販売事業所白寿園	金沢市浅野本町二 122番地1	平成24年2月1日

●金沢市告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人兼六福祉会	金沢市もりの里2 丁目138番地	けんろく苑	金沢市田上本町土 地区画整理事業施 行地区内55街区5 番地	平成24年3月27日

●金沢市告示第147号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成24年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
医療法人社団中央会金沢有松病院	金沢市有松5丁目1番7号	外科	大島 正寛	平成24年1月4日
小坂内科クリニック	金沢市石引1丁目7番11号	内科	小坂 星太郎	平成24年1月4日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	外科	今川 健久	平成24年1月4日
すずみが丘病院	金沢市もりの里3丁目76番地	内科	國見 一人	平成24年1月4日
佐伯ペインクリニック	金沢市弥生2丁目21番15号	内科	佐伯 善機	平成24年3月30日
上野医院	金沢市小立野3丁目14番5号	内科	上野 桂一	平成24年3月30日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	内科	北野 克宣	平成24年3月30日

●金沢市告示第148号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定による身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、次のとおり告示します。

平成24年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
医療法人社団浅ノ川心臓血管センター —金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	内科	土谷 武嗣	平成23年9月30日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	外科	新田 佳苗	平成23年9月30日
金沢春日クリニック	金沢市元菊町20番1号	外科	竹下 八洲男	平成23年5月15日

●金沢市告示第149号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、次の医療機関を指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成24年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所在地	開設者	指定年月日
日本調剤 金沢西薬局	金沢市赤土町ト18番地3	日本調剤株式会社 代表取締役 三津原 博	平成24年1月1日
調剤センター 松村薬局	金沢市松村4丁目416番地1	株式会社みらい 代表取締役 栗田 武士	平成24年1月1日
ムライ薬局	金沢市此花町3番2号ライブ 1ビル1階	村井 裕大	平成23年12月1日
金沢駅前はあと薬局	金沢市本町2丁目15番1号	株式会社アカマル 代表取締役 赤丸 邦夫	平成24年1月1日
クスリのアオキ三馬薬局	金沢市三馬2丁目254番地	株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 保外志	平成24年4月1日

●金沢市告示第150号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第65条の規定により、次の医療機関から同法第59条第1項により指定された指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

平成24年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
徳久薬局	金沢市野町4丁目6番11号	徳久 和夫	平成23年9月9日
ムライ薬局	金沢市此花町3番2号ライブ 1ビル1階	村井 裕大	平成23年11月30日
金沢駅前はあと薬局	金沢市本町2丁目15番1号	赤丸 邦夫	平成23年12月31日

公 告

金沢農業・農村総合振興計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号口の規定により公告し、当該計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成24年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 金沢農業・農村総合振興計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年5月11日から同年6月11日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成24年5月11日から同年6月11日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成24年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市南森本町水の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成24年5月11日から 同月25日まで	サンシャイン 南森本地区 地区計画
金沢都市計画 地区計画	金沢市松村7丁目の一部			松村フレッシュ タウン地区 地区計画

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成24年5月11日

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画道路	金沢市四十万4丁目、四十万6丁目、南四十万2丁目及び南四十万3丁目の各一部並びに野々市市新庄1丁目及び新庄2丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成24年5月11日から 同月25日まで	3・5・17号 四十万安養寺線

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成24年5月11日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市大野町4丁目ヲ21番3から21番12まで	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社第一地所 代表取締役 山岸 宏	道路 金沢市大野町4丁目ヲ21番4
金沢市畝田中2丁目139番1から139番4まで及び305番の一部	河北郡津幡町字渦端467番地5 有限会社新生不動産 代表取締役 浮田 貞一郎	道路 金沢市畝田中2丁目139番4及び305番の一部

監 査 公 表

●金沢市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年5月11日

金沢市監査委員 篠 田 健
金沢市監査委員 中 島 秀 雄
金沢市監査委員 高 村 佳 伸

1 財務事務監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年4月19日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局税務課、資産税課、市民税課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年2月12日（平成22年監査公表第2号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
減免事務 市税及び市税に係る延滞金の減免について、その具体的な基準を内部要綱で定めているが、地方税条例主義の観点から、規則等で規定することにより市民に分かりやすいものとするのが望まれる。	減免に関する事務の透明性を高めるため、要綱に定めていた事項を規則に規定し、平成24年4月1日に施行した。

●金沢市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年5月11日

金沢市監査委員 篠 田 健

金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 高 村 佳 伸

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年4月16日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局資産税課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年4月7日(平成18年監査公表第13号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・固定資産税の減免の取扱事務について 意 見 減免における、「金沢市固定資産税および都市計画税減免取扱要綱」において、減免申請書の提出期限に関する条例の制約から申請者を救済できる措置を講ずる必要がある。</p>	<p>固定資産税の減免申請書を納期限の5日前までに提出することが困難であると認められる場合は、金沢市税賦課徴収条例第11条の2の規定に基づき、納期限を延長することで救済できることとした。なお、減免に関する事務の透明性を高めるため、「金沢市固定資産税および都市計画税減免要綱」に定めていた事項を規則に規定し、平成24年4月1日に施行した。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年4月6日
- (2) 措置を講じた部局等 保健局健康総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日(平成19年監査公表第14号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・(財)金沢総合健康センター運営費補助 指 摘 財団法人金沢総合健康センターの全体の収支から見て、補助金交付額を見直すべきである。</p>	<p>財団法人金沢総合健康センターへの補助金については、その収支状況から交付額を見直し、平成18年度予算額67,794千円に対し、平成24年度当初予算額では14,018千円と約8割を削減した。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年4月6日
- (2) 措置を講じた部局等 経済局営業戦略部企業立地課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日(平成19年監査公表第14号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・企業立地助成金 意 見 補助対象者を選定する基準を定期的に見直すルールが必要である。</p>	<p>企業立地助成金については、その執行にあたり補助基準を定めて適正に運用するとともに、類似都市の状況や企業訪問、企業アンケート等による企業のニーズを調査の上、毎年度予算編成時には制度のあり方、内容について見直しを行っている。 その結果、平成24年度から新たに流通業務施設を助成対象に加えることとした。</p>

今後とも社会情勢や経済情勢の変化に合わせ、その内容について検討していきたい。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年4月6日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局生活支援課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年4月8日 (平成22年監査公表第9号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・扶養義務者に対する調査</p> <p>指 摘</p> <p>重点的扶養能力調査対象者に対する申請時調査後の定期的な扶養照会を実施すべきである。</p>	<p>重点的扶養能力調査対象者に対して、再度、扶養照会調査を実施した。今後も定期的に照会を実施していく予定である。</p>

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年4月6日
- (2) 措置を講じた部局等 議会事務局議会総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成23年4月11日 (平成23年監査公表第10号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・特別職報酬等審議会について</p> <p>意 見</p> <p>市民に対して自らの報酬決定に関する説明責任を担保するため、議会内部に各会派から人選した議員報酬に関する調査研究や審議を行うための委員会を設置することについて検討する必要がある。</p>	<p>副議長を座長とし、各会派から選出された委員による「政務調査費等についての検討会」において検討がなされ、委員会を設置することについては、設置を要しないこととされた。</p> <p>なお、検討会では、議員報酬については、第三者機関による審議が妥当であり、あえて議会で設置しなくとも、現行制度上、相対立する執行機関の長が設ける特別職報酬等審議会で十分な議論をされることが、客観的な結論を導くものであると判断された。</p>

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年4月6日
- (2) 措置を講じた部局等 企業局経営企画部企業総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成23年4月11日 (平成23年監査公表第10号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・公営企業会計部門(金沢市企業局)の課題について</p> <p>意 見</p> <p>金沢市企業局の経営改善のため、職員の削減など、さらなる人件費の削減につながる方策の検討が必要である。</p>	<p>企業局では、下水道事業を統合した平成13年度から平成22年度までの10年間で、職員全体の約4分の1にあたる125名の職員を削減しているが、さらなる経営改善のために、業務体制の見直しや業務の効率化に努めているところである。市として平成23年度から平成27年度までの5年間の定員適正化計画を定めたが、企業局では平成</p>

<p>・料金徴収手当について 意 見</p> <p>料金等徴収手当については、その特殊性（困難性）の度合いが業務内容や個別案件毎に異なることから、業務内容を精査し支給の要件を検討すべきである。</p> <p>・ガス需要開拓手当について 意 見</p> <p>ガス需要開拓手当については、その実態において特殊勤務手当で考慮するような困難性が全ての場合に認められるとは言い難いことから、特殊性（困難性）を見極める適正な基準が設けられないか検討すべきである。</p>	<p>23年度は1名を削減し、平成24年度も2名を削減したところである。</p> <p>今後も、人件費抑制のため、適宜適正な人員配置に努めていきたい。</p> <p>料金等徴収手当のうち、滞納徴収業務従事者に支給している手当については、困難性が高い滞納徴収業務に限定し手当を支給する基準を定め、現場での集金業務従事者に支給していた手当については、廃止することとした。</p> <p>平成24年度から、積極的な営業活動に限定し手当を支給する基準を定め、従事職員が記載した交渉記録を上司が確認の上、支給の可否を決定することとした。</p>
--	---

(その7)

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年4月6日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局職員課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成23年4月11日（平成23年監査公表第10号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>給与の適正化と人事院勧告について 意 見</p> <p>給与改定や制度改正においては、県人事委員会の調整等を踏まえつつ、市民への説明責任を十分に果たせるよう、より地域の実情を反映させた改定となるよう努めるべきである。</p> <p>・研修による昇給 意 見</p> <p>研修による昇給については、その研修内容と成績に関する昇給の基準を策定し、十分な成績の確認を行う必要がある。</p> <p>・時間外勤務手当について 意 見</p> <p>時間外勤務縮減に向けて、管理職員が所属職員の勤務時間外における在庁状況とその理由を把握すべきであり、職員証（ＩＣカード）を利用して職員の退庁時間の管理をする機能を付加するなど、全職員の退庁時間、在庁時間の管理を行う取り組みを検討する必要がある。</p>	<p>国では人事院勧告の実施が遅れたが、本市は官民較差を解消すべく、人事院勧告及びより地域の実情を反映した県人事委員会勧告を踏まえ、平成23年度も給与改定を実施した。</p> <p>今後も、国及び県の勧告を踏まえた適切な給与改定及び制度改正を行っていくとともに、市民への説明責任を十分に果たせるよう努めていく。</p> <p>研修による昇給については、研修生から業務に関する定期報告や上司からの意見の聴取に基づき、人事評価制度の評価基準に準じて、勤務成績が良好であることを十分確認・評価することとした。</p> <p>職員証（ＩＣカード）による退勤管理について検討を行った結果、費用対効果に乏しいことから導入は困難であるとの結論に至った。一方で退庁管理の必要性から、定時退庁日の徹底や業務管理の計画的執行について、年4回にわたり所属長及び職員に対し文書で通知し、周知徹底を図った。今後ともさらなる周知徹底に努め、時間外縮減の取り組みをより進めていく。</p>

<p>・特殊勤務手当の支給手続と方法について 意 見</p> <p>特殊勤務手当支給の合理性を担保するため、月額支給する場合の理由を明確にするとともに、日額支給や件数当たりの支給への見直しをより一層推進すべきである。</p> <p>・市税等賦課徴収手当について 意 見</p> <p>市税等賦課徴収手当の支給対象業務については、各業務の内容を精査し、その趣旨に沿うよう、支給要件を検討すべきである。</p> <p>・変則勤務手当について 意 見</p> <p>変則勤務手当の支給については、行政サービスの低下を招くことのない範囲で、支給総額の抑制に努める必要がある。</p>	<p>月額支給の特殊勤務手当については、その業務の特殊性や支給実態から月額支給が適当であると判断した医療従事手当を除き、病理細菌取扱手当、放射線取扱手当、機能訓練業務手当及び社会福祉業務手当を平成24年度から日額支給に見直した。</p> <p>平成24年度から業務状況報告書を新たに作成することとし、業務内容をさらに精査した上で、支給することとした。</p> <p>県、他都市の支給状況を踏まえ、平成24年度から変則勤務手当を減額することとした。</p>
---	---

(その8)

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年4月13日
- (2) 措置を講じた部局等 消防局予防課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年4月11日 (平成24年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・予防査察について 意 見</p> <p>消防局の指導状況を記録に残すためにも、すべての立入検査結果通知書に立会者の署名欄を設け、署名を求める必要がある。</p>	<p>平成24年4月1日からすべての立入検査結果通知書に立会者の署名欄を設け、署名を求めることとした。</p>

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第15号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 平成24年1月1日から同年3月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 67,550円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 79,080円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 69,080円

2 原料価格変動額 5,300円

算式 69,080円(1トン当たり平均原料価格) - 63,730円(1トン当たり基準平均原料価格) = 5,300円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 5,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に4.34円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

4 平成24年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	231円9銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	229円9銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	216円59銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	214円76銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	209円76銭

●金沢市公営企業告示第16号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成24年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格
1トン当たり 79,080円
- (2) 原料価格変動額 8,900円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 79,080円(1トン当たり平均原料価格) = 8,900円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 8,900円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から18.16円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成24年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	403円14銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	394円4銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成24年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格
1トン当たり 79,080円
- (2) 原料価格変動額 8,900円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 79,080円(1トン当たり平均原料価格) = 8,900円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 8,900円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から18.16円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成24年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
 (基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	403円22銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	394円12銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成24年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格
 1トン当たり 79,080円
- (2) 原料価格変動額 8,900円
 算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 79,080円 (1トン当たり平均原料価格) = 8,900円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額 - 8,900円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から18.16円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成24年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
 (基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	381円99銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	372円89銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成24年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格
 1トン当たり 79,080円
- (2) 原料価格変動額 8,900円
 算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 79,080円 (1トン当たり平均原料価格) = 8,900円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額 - 8,900円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から18.16円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成24年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
 (基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	425円60銭

B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	416円50銭
-------------------------------	---------	---------

平成24年(2012年)5月11日 印刷
平成24年(2012年)5月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄